



平成 23 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 浜 井 産 業 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 武 藤 公 明  
 (コード： 6131、東証第二部)  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 経 理 部 長 山 畑 喜 義  
 (TEL. 03-3491-0131)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 23 年 6 月 29 日開催予定の第 85 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

取締役社長の機能と責任を明確化し、業務執行の迅速化をはかるため、株主総会および取締役会における招集権者および議長を取締役社長に変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 23 年 6 月 29 日 (水曜日)
定款変更の効力発生日	平成 23 年 6 月 29 日 (水曜日)

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会 (招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、取締役<u>会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、</u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役<u>会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、</u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会 (招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、取締役<u>社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役<u>社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

以 上